

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2024 年度臨時評議員会議事録要旨

1. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
2. 開催日時 2025 年 3 月 24 日（月）14 時 30 分～16 時 00 分
3. 評議員現在数及び定足数
総数 22 名、定足数 12 名
4. 出席評議員数 19 名
(会議室出席 7 名) 磯部総一郎、宗林さおり、滝本浩司、田中弘之、谷口 茂、
成松義文、和田伸行
(Web 出席 12 名) 遠藤雅也、蒲生恵美、亀井美登里、菅いづみ、久保英明、榊原
仁嗣、佐久間順子、寺島大悟、徳丸浩一郎、笛木正司、牧 展
子、山岡誠朗
(欠 席) 清水秀樹、西村 勉、丸山鉄平
(出席監事) 斉藤 孝、西本恭彦
(出席理事) 矢島理事長、青山常務理事
5. 報 告 1. 2025 年度事業計画
2. 2025 年度収支予算
6. 会議の概要
定款第 23 条の規定に基づき、評議員会の議長は出席評議員の互選により成松評議員が議長に選出された。
冒頭で議長から、本日、Web で出席の 12 名の評議員の紹介があり、音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いのできる状態での開催である旨の確認があった。
(1) 定足数の確認等
議長より定足数についての確認があり、事務局長から定足数を満たしていることの報告があった。
(2) 議案の審議状況
議長が定款第 28 条第 2 項に基づき、議事録署名人 2 名の選出について諮ったところ、久保評議員と榊原評議員が出席評議員全員一致で選出された。
報告事項
1. 2025 年度事業計画
2. 2025 年度収支予算
議長より、2025 年度事業計画及び 2025 年度収支予算について事務局に説明の

指示があった。

事務局長より 2025 年度の事業方針について報告があった。

2024 年に発生した紅麴関連製品事案により、健康食品業界は大きな影響を受けたが、当協会は消費者庁の検討会で提言を行うとともに、健康食品業界の健全な発展のため、会員企業に向けては 10 月以降 3 ヶ月に渡り、当協会の考え方から始まり制度改正の分かり易い説明や、保健機能食品制度の見直しに関する当協会の取り組みと今後の方針等について発信してきた。

GMP 認定事業については、311 通知の発出、機能性表示食品であって錠剤、カプセル剤等食品の GMP 要件化などがあったことから、新しい認証制度の検討を進めるとともに、J H F A や安全性認証の取得推進などの既存事業の活性化を図り、健康食品の品質確保についての取り組みを一層強化していく。

機能性表示食品に関する支援は、引き続き研究レビューの P R I S M A 2020 への対応、届出資料の事前点検、届出・広告相談等の届出支援、制度改正を受けての「届出資料作成の手引書」の改定を行う。

特定保健用食品の分野では、疾病リスク低減表示の許可拡大を目指し、E U 2 段階式表示のための申請要件の明確化と、規格基準型でのカルシウムと葉酸以外の追加可能な成分について検討を進める。また、健診後の特定保健指導にトクホを活用する教材の紹介や、トクホの理解と利用拡大のための講演開催に関連教育機関・行政機関等に提案し普及活動を行っていく。

特別用途食品については、昨今、制度運用改善を求めるいくつかの要望書の提出等の結果、要望内容が通知改正として実現してきているが、2025 年度は病者用・えん下困難者用特別用途食品について、公正競争規約を念頭に置いた広告自主基準の策定や消費者向けリーフレットの作成を進めていく。

当協会ビルの老朽化に伴い、近い将来における事務所移転、もしくは賃貸を念頭に置いたビルのリノベーションの可能性について検討を進める。また、不動産取引に際しての評価指標である E R (エンジニアリングレポート) の作成を委託するとともに、実行可能な範囲内での既存設備の補修、更新についても検討する。

総務部長より 2025 年度事業計画について資料に基づき説明があった。

2025 年度事業別ごとの具体的な取り組みは以下のとおり。

公益事業

公 1 健康補助食品基準設定・認定事業

1. 健康食品部関係

2025 年度は GMP について、機能性表示食品の GMP 届出要件化及び「311 通知」への対応として、健康補助食品 GMP ガイドライン改訂版と作成、GMP マーク取得の働きかけを行い、また、JHFA・安全性も含めた認定・認証 3 事業の更なる認知向上と認定数取得増を進める。また、2024 年度より認定健康食品（GMP 製品、JHFA 製品）に関する農林水産省補助事業「加工食品クラスター輸出緊急対策」を実施しているが、2025 年度も引き続き進めて行く予定である。

認定健康食品（JHFA）マークに関する事業

2025 年度は、「個別審査型 JHFA 制度」を含めた「JHFA 認定事業」の認知向上を目的に様々な普及活動に力をいれて行く。

GMP 製造所認定等に関する事業

「311 通知」に対応する「健康補助食品 GMP ガイドライン」の改訂版、また、「健康補助食品原材料 GMP ガイドライン」の改正に向けた検討を行う。それと GMP 製品マーク表示承認取得増を目指す。また、新たに関与成分に特化した製造管理に関する認定制度（関与成分 GMP）の検討を行う。工場認定事業として、2025 年度は、新規 10 工場、更新 51 工場を予定している。製品マーク認証事業として、新規 50 件、継続 115 件、関与成分の新規については、原案の検討を行い、新制度に関する会員企業、関連団体へのヒアリング、制度の構築と制度の周知を行っていく。

健康食品安全性自主点検認証に関する事業

2025 年度は、安全性自主点検スキームの重要性について、セミナー等を積極的に行うことで、再度周知を行い、認証取得数増加を目指すと共に新たなスキームの内容について検討を継続して行く。「安全性自主点検認証登録の手引書」は「311 通知」の内容を踏まえて改正を行う予定である。

JHFA、GMP の海外輸出促進を目的とした認定健康食品の海外輸出促進事業

2025 年度についても、農水省の加工食品輸出促進補助金（2025 年 4 月頃に公募予定）を活用して継続して活動を進める。

2. 学術情報部関係

健康食品相談業務（「健康食品相談室」）の実施については、電話相談業務を行うほか、「健康食品相談室」ホームページのコンテンツの充実と相談内容の活用促進を行う。

公 2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

1. 特定保健用食品部関係

特定保健用食品の申請支援を継続して行く。疾病リスク低減表示の申請支援として 2 段階方式の表示に関する申請要件の具体化や海外事例に基づく規格基準型導入について消費者庁へ働きかけると同時に、事業者へ情報提供をして申請を後押し

する。

特定保健用食品講習会の実施、技術部会活動の推進、普及啓発活動として「[トクホ]ごあんない」【2025年版】の作成と保健指導用教材（「トクホを活用してみませんか」）2025年度改訂版の作成、店頭での販売前線に対する普及・啓発に力をいれて行く。

2. 栄養食品部関係

特別用途食品制度の活用に関する研究会の運営と活動として、幹事会の実施、分科会活動として、広告分科会、個別評価型病者用食品分科会、総合栄養食品分科会、えん下困難者用食品分科会の運営、連携事業として最新通知等に合わせた申請マニュアルの作成を行う。

特別用途食品制度に関する普及活動と特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援は継続して実施して行く。

3. 機能性食品部関係

『機能性表示食品』に関して、次の6つの支援事業を行う。①PRISMA2020対応支援、②「届出・広告相談」、③「届出資料事前点検」、④制度改正を受けた「届出資料作成の手引書」改定、⑤「届出後の分析実施状況公開サイトの運営」、⑥広告部会及び広告審査会の運営を実施して行く。

機能性表示食品の届出・広告相談事業では、機能性について事後チェック指针对応、PRISMA2020の消費者庁差し戻し対応を中心に、適切なアドバイスを行っていく。

機能性表示食品の届出資料の事前点検事業については、届け出かがスムーズに受理されるよう希望する事業者に向けて実施して行く。

届出資料作成の手引書改正については、紅麹関連製品事案を受けて告示化された制度改正内容に沿って手引書を改定し、また、手引書を用いたセミナーを実施して行く。

また、届出後の分析状況公開サイトの運用、広告部会・広告審査会の運営、機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会を実施する。

機能性表示食品の届出経験がないか、少ない事業者に対して、全国の地方自治体等と連携して、機能性表示食品制度に関する説明会・相談会の実施をして行く。

4. 学術情報部関係

学術誌の発刊事業を引き続き行う。

公3 食品保健指導士養成事業

2025年度は、これまで以上に日本食品保健指導士会との連携強化を図りながら、養成講習会参加者の100名獲得を目指す。

食品保健指導士の養成に関わる事業として、食品保健指導士養成講習会をオンデマン

ド配信により年2回の開催を実施する。また、受講修了者に対し、修了評価認定試験を実施する。食品保健指導士フォローアップ事業も継続して実施する。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

2025年度は、会員外も含めたトクホ広告の審査会を2回行う。また、協会会員を対象に協議会新会員の獲得に努めるとともに、消費者の目に届きつつある公正マークの普及に努める。

公正取引協議会の運営としては、総会と運営委員会の開催、公正競争規約の運用に関する事業、表示広告に関する普及啓発、講習会を行う事業、表示広告に関する指導・相談事業を行う。

共通事業

1. 健康食品部関係

事業者向け健康食品相談事業を、会員、非会員を問わず幅広く実施する。

2. 学術情報部関係

健康食品等に係る国内外の情報の収集と毎月2回の発信行う。

3. 渉外広報室関係

会員への情報提供として、メールマガジンの発行、ホームページでの情報掲載、普及・啓発活動として展示会への参加、報道への対応、講演講師派遣を行う。

4. 研修企画部関係

会員企業の人材教育に活用してもらうための各種セミナーの開催と、トップセミナー（名称変更の可能性あり）の開催を引き続き継続する。

5. 九州支部関係

九州支部研修会・セミナーの開催と普及啓発・広報・連携活動の実施。2025年度は新たに福岡市薬剤師会にて研修会を実施するなど九州地区各県の薬剤師会への普及活動に努めて行く。

収益事業

収1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

4 団体への賃貸事業

収2 受託事業

総務部関係では、2団体からの事務代行受託事業、栄養食品部関係では、日本流動食協会からの受託事業、また、フレイル予防産業の構築への参画については、今後設置される予定である一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会と連携を図

りながら食品表示の専門家として引き続き協力する。

機能性食品部関係では、機能性表示食品の研究レビュー作成として 2025 年度は 4 件の作成を予定している。

法人会計

法人組織の運營業務として理事会、評議員会等の開催、会員、関連団体に関する業務の実施、公益財団法人の運営としては、新規会員の獲得について、会員外の事業者との接触機会がある各種事業を通じてより積極的に会員獲得を進めて行く。また、九州支部の運営支援を行う。

事務局長より第 2 号議案 2025 年度収支予算（案）について資料に基づき説明があった。

経常収益計は、前年額より 1,758 万円余の増となっている。前年度に対する主な増減は、「受取会費」が会員数や所属部署数を少なく見込んだため減となっている。

「GMP 工場認定事業収益」が増加となっているが、実地調査時の調査員の交通費収入が計上され、経常費用にも同額計上されているので、収支差額に影響はない。新規事業として計画している関与成分 GMP 認定制度について事業収益を新たに計上している。「機能性表示食品届出支援事業収益」が減となっているが、主に届出資料事前点検事業の減少によるものである。「指導士養成事業収益」が増となっているが、2025 年度は食品保健指導士の増加を目指し、約 80 名分の受講料を計上している。「講習会・セミナー事業収益」が減となっているがこれは主に機能性表示食品関連のセミナー収益の減少によるものである。「出版物収益」が増となっているが、GMP 関連のガイドラインや機能性表示食品の手引書の販売収益の計上をしたことによるものである。「機能性評価関連事業収益」が増となっているが、研究レビューの増加を見込んで計上した。

経常費用は、前年度より 1,679 万円余の増加となっている。前年度に対する主な増減は、人件費関連は「役員報酬」、「給料手当」、「臨時雇賃金」、「委託費」は前年度とほぼ同額となっている。「印刷製本費」が増加しているが、機能性表示食品の手引書の作成予定によるものである。「諸謝金」が増加となっているが、これは GMP 主任調査員の業務増加によるものである。その他の費用については、前年度と比較して大きな増減はない。

以上の結果、当期一般正味財産増減額は 301,389 円となっており、一般正味財産期首残高が 4 億 5717 万円余ですので一般正味財産期末残高は 4 億 5747 万円余とな

り、その下に記載してあります指定正味財産 1 億円を合わせると、2025 年度の正味財産期末残高は 5 億 5747 万 1400 円となる。

また、公益法人の財務 3 基準については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。

また、経常費用は、合計欄が 2 億 5202 万 6582 円、公益目的事業計が 2 億 1331 万 6865 円となっている。公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、約 84.6%とこれを大きく超えている。この公益目的事業計 2 億 1331 万 6865 円が遊休財産額の上限額となるが、2024 年 3 月末現在の遊休財産額は約 1 億 2656 万 3285 円だったので、その適正範囲内となっている。

以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

報告の後、成松議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

議長： 事業計画 P3 の上から 4 行目の合格した製品につけられる規格基準型 JHFA は日健栄協の公示した品質規格基準（現在 69 種類の食品群）に適合しているものにつけられているとなっているが、今、世の中に出回っている健康食品の中で、当協会の JHFA マークがつけられている商品はどのぐらいの割合になるのか。いろいろな商品が出回っている中で割合を出すのは難しいと思うが、規格基準型の商品群ということでもかまわないので、全体の何パーセント程度に当たるのかだいたいよいので聞かせてもらいたい。

健康食品部長： 数字ははっきり言うとはわかりません。今、69 の食品群があるが、世の中に出回っている健康食品の中でそれがどれぐらいの比率かということと、69 の食品群の中でもマークを取っているものと取っていないものがあるが、その中でマークを取っているものが何割かということ調べなければならない。感覚的には、規格基準の中で、マークを取っているものは、昔作った規格基準のマークの取得数は大変少ないが最近作ったフコイダンやプラセンタ等の規格基準のマークの取得数は結構多い。少しでも取得数を上げていかないといけないと考えている。もう 1 つは、現在いろいろな製品、素材がある中で規格基準型よりも個別審査型の取得に重点を置いて、品質面において当協会がきちんと審査、認定しますという方向に進

めている状況だ。

議長： 私が聞いた目的は当協会は健康食品業界の中でも、唯一いろいろなノウハウや人材を持ち行政の指導力もある有益な団体だと思っている。その団体が出している規格基準が、企業サイドから見たときに自分達がこれから作りたいと思うものが 69 の食品群に入っているのかどうか。今、増山部長が言ったように昔の規格基準はほとんどマイナーになっていると言うものがあると思うが、企業サイドから見たとき、マーク取得をしたいと思わせる基準が揃っているのかどうかを聞いたかった。もしまだ足りないところがあるのだったら新しい規格基準を作るとか、個別審査型の方に重点を置いてと言っていたが、新しい素材がどんどん出てきている中でこれからどのようにやっていくのか考え方を聞きたい。

健康食品部長： 現在の規格基準は非常にいい規格基準なので認定を取らない事業者も分析や品質管理の部分で参考にしてもらっている。認定を取らないというのは、それぞれの事業者の事情があると思うが、規格基準についてはよいものだと考えている。今指摘があったように、1 つの原料でも素材とか機能とかいろいろなものが出て来ていて、1 つの規格基準を決めるのは結構大変なことだ。繰り返しになるが、品質面とか製造面については協会がしっかり審査するのでマークをつけてよいという事業者には個別審査型でつけてもらう。いくつか問い合わせをもらい実際に個別審査型で認定を取ってもらっている事業者は結構数がある。規格基準がないのだが認定を取りたいという事業者もあるし、また、機能性表示食品で届け出をしているが、品質面は個別審査型のマークをつけたいというところもある。これからそれらを広げていかないといけないと考えているが中々難しいところがある。

常務理事： 補足させてもらおうと、公益法人の仕事として事業者には JHFA マークを取ってもらおうということだけではなく、規格基準を利用してもらい、健康食品全体の品質のレベルを上げていくということが大事なことだと考える。現在の規格基準が古くなっているものもあるので、手直しをしなければならないと考えている。増山がいったように JHFA マークは取らないが規格基準を参考にしているという事業者は結構あるが、そればかりやっていると協会はボランティア事業になってしまうので、できればそういうところにトップセールスをしながらマークを取得してもらおうようにお願いしていきたい。一方で個別審査型を始めた時に分かったが、日本の健康食品は伝統的

な食品を健康食品として使っているものがあり、当協会の会員もそれを生業としているところが多い。その方々のよりどころとなるように一緒に議論しながら認定していく事も大事だと考えている。両面を考えながら実施していきたい。

議長： やはり規格基準がないと、事業者サイドでの検証で全て終わりではなく商品群ごとの規格基準の検証があって初めて客観性を帯びると私は思っている。規格基準についてできる限り見直しを含めレベルの新しさを保ち十分に使えるものをこれからも作ってってもらいたい。

評議員： 事業計画 P5 の関与成分 GMP 新規認定制度について、今後 GMP を取っていくにあたり、科学的なデータ分析とかパターン分析は全部できるわけではないと思うが、具体的にどのように行おうと考えているのか教えてもらいたい。

健康食品部長： 今の質問の内容はパターン分析と関与成分 GMP についてということになると思うが、GMP については基本的には昨今の状況から考えて、今協会で行っている GMP の認定工場については工場レベルでの認定なので、このレベルを上げていかなければいけないと考えている。レベルを上げていくときにパターン分析は原材料の受け入れの時の話なので原材料を受け入れる時にしっかり分析をする。いろいろな原材料があるのでどのパターン分析をどのように行うかということは我々も現場の皆さんと議論しながら進めているところで、一概にこの方法がよいというのはまだわからない。関与成分 GMP についてはこれから検討を行う。GMP は工場を認定するのだが、昨今話題になった錠剤カプセル等はどこまでかということで、一般の加工食品でも機能性を謳う場合は、製造管理が大事という話が出ている。そういった中で通常の加工食品であれば、通常の加工食品の製造管理をしながら、何らかの関与成分を足したときにそのところが GMP 的に製造管理ができればよいのではないかと考えている。皆様方といろいろな意見を交換しながら行えればよいと考えている。

評議員： 今、サプリメント形状のものは全部というような話だが、関与成分がないものもあるのではないかなと思っている。いわゆるその他の健康食品は関与成分があるものばかりではないと思うが今後検討したら、また教えてもらいたい。

健康食品部長： どこまでに関与成分と考えるかだと思う。明らかに機能性表示食品とかトクホとか分かっているものではなく、宗林評議員

が言ったのはクルードな抽出液みたいなものというイメージで、それは明確な関与成分は分からないと思うが、そこも可能であれば、製造管理という観点で、クルードであってもチェックするルールは作っていきたいと思っている。今、実際に認定工場ではそのような管理をしているはずで、協会も認定するときにはきちんとそうしてもらうようお願いしている。

評議員： 協会は公益財団法人でもあるので、先駆けていくつかのパターンに分けて出してもらうとありがたいと思う。

常務理事： 関与成分 GMP というのは造語で、関与成分の部分に限ってコントロールしていくことが GMP というのかという議論があると思うが、分かりやすくするためにそういう言葉を使っている。簡単に言うと、例えば魚肉練製品に DHA、EPA が入っているが、あれは食品衛生法で魚肉練製品製造の許可を取っている。HACCP も被っているから衛生管理はしっかりしている。だが、そこにわざわざ DHA、EPA を添加して、何とかによいというふうに言うわけだが、それが本当に目標とした量が入っているかどうか、原料は正しいものなのかどうかという部分だけを管理するような仕組みが必要なのではないかと思う。それは食品衛生法だけの問題ではなく GMP でおこなう必要があるだろうと考え、それを仮称で関与性分 GMP とした。その中に宗林評議員が言った部分も含まれていると思う。そうではない部分でいろいろな形態があると思うが、まだいろいろ先生方の意見もあるだろうし、協会の GMP 調査員の考え方もあるのでその辺を聞きながらしっかりしたものを作っていききたい。消費者庁の担当とも話をしたが、錠剤カプセル GMP で、それ以外のものについてはおこなわなくてよいのかという話になってくると、そうことではなく全体的に何かの関与成分を入れて健康機能を謳おうとすれば、そこはコントロールすべきだという考え方はよいということをしていただいているので頑張ってもらいたいと思っている。

評議員： GMP の関係で教えてもらいたい。1 つは紅麴関連事案の時に、小林製薬は協会の GMP の認定を取っている工場だったと思うが、GMP の認定を取っているにも係わらず、ああいうことが起きてしまって、GMP 認定のやり方で改善はどのようにやったのか、つまり、そこで原因がわからなかったということは GMP は一体何だったのか。確かに HACCP の問題だという議論は当然あると思うが、GMP の底流にはそういうハザードをどういうふうに特定するかという

ことがあるはずなので、この問題を受けて GMP の認定のやり方でこういう点を改善したとか、こういう提案をしたというところがあったのか教えてもらいたい。また、届出をされたことに伴い、協会は非常に重要なポジションにあると思うが、2025 年度の事業計画にはそのための体制がどうだということがあまり記載されてなかったようだ。公益財団法人である協会が、今回の GMP 届出要件化についてかなりの部分を担っていくので、その考え方をどのように事業者に周知をしていくのか、そのための体制をどう考えているのか教えてもらいたい。もう 1 つは、宗林評議員も部会の委員になっているということだが、健康被害情報の報告が義務化されたので、協会はそういうことも事業者にきちんとわかりやすく伝えていかなければならない立場だと思う。これは消費者庁の仕事でもあるのだが、協会としてはどのようにしていくのか教えてもらいたい。

常務理事： まず、GMP の紅麴関連事案について、製品は協会の認定工場で製剤化されたものだが、そこでの工程で混入したということは考えていない。おそらくそこに渡された原料の中に何があったということが原因だろうと思っている。GMP を認定した工場の中で問題が起きたというふうには考えていない。しかし、磯部評議員が言われるように、原料を受け入れるときのチェックがどうだったのかという問題があるので、そこについては欠落をしていたと考えている。

消費者庁の通知に従って行っていたが、その通知を 12 月に追加して見直すようになったので、現在 GMP の基準を見直している。また、機能性表示食品の錠剤カプセルの届出が GMP が要件化になったということに関して、届出を受理するのは消費者庁なので消費者庁で人員を確保して自分たちで GMP の調査をしようとしている。ただ、考え方として機能性表示食品だからというわけではないので、先ほど話したように今回の事例を受けて、GMP の規格基準の改正をしたり HACCP との関係をうまく組み入れるため厚労省の HACCP の関係の部署と打ち合わせしている。協会も厚労省から了解をもらい、健康食品製造における HACCP 導入手引書テキストというもの作らせてもらっている。HACCP と GMP で原材料の受け入れをどうやって決めるかということを見直して原案を既に提出している。内部でも委員会に諮り了承もらうよう作業を進めている。それから、健康被害情報の件については、健康被害情報を

消費者庁でどのようにして集めるのかということになると思う。届け出の仕方については何度か消費者庁の方と話をさせてもらっているが、一定のルールを示してくれないと非常に困るし、届け出たら直ぐに危険だと公表されると風評被害になってしまうという不安を沢山の事業者は持っている。それなので、情報はどんどん入ってくるような仕組みを作って、そのためには公表のルールをきちんと決めないと健康被害といってもいろいろな例があるので、その辺のところを何回か話し合いをさせてもらい、厚労省の食中毒の担当の方とも一緒になりルールを作ってもらった。それを全国八箇所ぐらいで説明会を開いてもらっている。ただ、そうは言っても微妙なものが沢山出てくるので、そこについては協会の機能性食品部で相談できる体制を作っている。会員の方々には消費者庁の出した指針に基づいて報告してもらい困ったことがあったら連絡をもらおうという受け皿を用意している。

評議員： それについては、事業者数から考えたら消費者庁だけでは出来るわけがないというイメージだ。逆に言うと、協会できちんと確認したものは、ある意味でローリスクなのだから受理しておけばいいというポジションにあるのかなと思う。健康被害情報については、開示請求についてどこまで情報を出すかというのは結構難しい問題だと思う。

評議員： 健康被害情報の収集については、協会にも力を貸してもらいたいと思う。ただ、私が出ている部会では実際はあんまりうまくいっていない。前回の部会でもフローチャートに合わせていくと、ほとんど引っかからなかったというのが現状だ。原因はいろいろあるのだが、今後出来ることで結構だが協会にも力をかしてもらいたい。

議長： 不十分なところをカバーできるスキームを作ってはという提案だと思う。そうでないとなかなかうまくいかないと思う。

常務理事： 磯部評議員の意見については、協会そのものを GAP の指定認定機関にするのが一番よいと思っているのだが、そうすることは大変な事なのだろうと思う。ただ、全て消費者庁がやるのではなく指定認定機関のような団体を育てていって指定認定機関になったところを消費者庁が監視するような形になるのが一番よいのではないかと考えている。また、宗林評議員の意見については、確かに健康被害情報を提出する事業者もいろいろ悩んでいるようだ。機能性食品部にもそういう相談が入ってきているので、それを集約し消費

者庁に伝えるものは伝えていきたいと思っている。

議長： 今のいろいろな議論で私が感じるところは、業界寄りでもない消費者寄りでもない、いわゆるイーブンなスタンスで全体の難しいところのスキームを作り解決していけるところは協会しか見当たらないと思うが、ここで矢島理事長に一言お願いしたい。

理事長： 今、指摘いただいたことは我々協会内でいろいろと検討させてもらい、どういうふうなやり方が一番いいかと考えさせてもらっている。本音を言ってそれが外に出ると消費者庁が不安だと思うことが多々あるので、我々も言葉を選びながらだが、あるべき姿は今指摘いただいた方向へ関係機関に働きかけながら、消費者にとって、また、健康食品産業に携わっている業界の方々にとっての発展に繋がるような形で、しっかり頑張っていきたいと考えている。今日は、貴重な指摘をいただきありがとうございます。

議長： ここにいる知識者の方、専門分野の方、会員企業の代表者の方々に、今、協会でこういうスキームを考えているのだという陳情書にサインをして全員で官庁に提出する方向に持っていくことをぜひ一緒に検討していただきたいと思う。よろしくをお願いしたい。

評議員： 私どもは協会の GMP 認定工場として加入しているが、この度の件で、今後どのような形で進めて行ったらよいか、今回指針が出ることだが、それはどのような指針か、また、それが出たとしても、私ども受託製造メーカーは、本当にそれを防ぐことが出来るかどうか。原料を作っているメーカーは GMP でより強化してもらわないと製剤加工だけでは難しいのではないかという思いがあるがその点を協会としてどう考えているのか聞きたい。

健康食品部長： 製剤の GMP だけではなく原材料の GMP もルールとしてはある。協会でも原材料の GMP 認定工場はあるが数が少ない。今言われたようにその点をしっかり抑えたいと思っている。原材料会社の方も出来るだけ GMP を取ってほしい、正しく管理してほしいと言っている。今、製剤のところがフォーカスされているが、今回の件は原材料の工場の件なので、そここのところの GMP の製造管理を HACCP も含めて行ってほしいと言う事を発信し続けたいと思っている。もともと制度はあるのでもっと認定を取ってほしいと言う点をアピールしようと考えている。全体としてレベルアップするためには原材料のところも必要だと考えている。

評議員： 微生物等の現場リスクが高い原料に対する受け入れで、今回のガイドラインの中で何か協会の指針的なものを考えているか教えて

ほしい。

健康食品部長： 今回のガイドラインの中で特別にこの方法がよいということについてはまだ情報が少ない。一概に微生物関連原材料といっても、昨年の暮れに通知の一部に微生物関連の内容が加わった。その時も消費者庁と議論したのだが、何が微生物なのか、発酵なのか、培養なのか。その時のパターン分析も微生物そのものを使う話と、生産物を使う話だとパターンが違ふしそういったところはこれからいろいろとデータを集めて行かないと、一概にこの方法がよいということはない。そういう情報を集める活動はこれから進めたいと思っているので、皆様に協力をいただきたいと思います。

評議員： 事業計画P19の公正競争契約の遵守状況の調査について、消費者としては非常に期待を持っているところなのだが、その中の、会員外からの広告に法令違反の疑いが認められた場合は、当該事業者には注意喚起となっているが、会員以外の事業者の法令違反を見つけることは非常に大変なところだと思うが、具体的にどのように調べているか教えてもらいたい。

常務理事： 特定保健用食品公正取引協議会で年に2回ほど広告審査を行っている。その時に会員の広告を集めているのだが、会員以外の広告も気がついたら出してくれとっている。その時に広告研究会で予備審査を行っている方々は広告について非常に目が肥えているので、制限なしでいろいろやっている会社の広告が目につく、そういうものを予備審査し、ひどいものは広告審査会に提出する。そこでダメだということになるとその会社に事務局から連絡をしている。その時に協会の会員になり、いろいろ勉強しながらルールを守っていくようにしてはどうかという活動をしているが、そこで会員になった会社は3社ある。

評議員： ありがとうございます。

評議員： いくつか質問をさせてもらいたい。経常収益が増えるということは非常によいことだと思う。一方で、健康食品業界は、インフォーマーのデータによれば昨年の市場規模は一昨年比べて5%減少したと言われている。一説では10%とも言われている。その回復のための施策を私ども業間団体でも一生懸命考えているところだが、先日、当社でGMPに関する認知度調査をした。30代から60代の男女331名を対象に調査を実施したが、結果として、全く知らないが65%、詳しくは知らないが22.7%、知っているが購買には影響しないが6%、知っていて購買に影響しているというのがわずか6.3%だった。その結果、GMPの認知度がまだ非常に低いということが浮き彫りになった。その中でGMP認証マークが昨年度から増加しているということは非常に喜ばしいと思っているが、今年度

の見込みと、今後、認知度を高めていく活動について聞かせいただきたい。

健康食品部長： GMP の認知度について、知らない人が 65%、知っているが購買には影響しないが 6%という数字は、トクホを知らない人や機能性表示食品を知らない人の認知度に比べると正直言うと思っていたより高い。それは逆に言うと、昨年の紅麴関連事案の件から、マスメディアにも GMP という言葉が出てきたので知られるようになったということかと感じている。ご指摘の点は GMP のマークがもっと消費者に伝わり、それが購買に繋がるということをどういうふうに行っていくかということであると考える。今、協会で取り組んでいるのは、工場の認定は比較的多く取ってもらっているが、製品にマークを付けてもらうことをもっと増やしていかなければならないと考えているので、今年度はその点を積極的に活動して行きたい。マークを付けると品質面できちんと審査されたものだということを、製造業者だけではなく販売会社にアプローチをして製品をどんどん出して行き出来るだけいろいろなところで情報発信をして消費者の目に少しでも触れる機会を作って行くということを考えている。それには協会だけの力ではなかなかできない部分もあるので各業界団体の皆様や会員企業の皆様の力を借りて進められればと考えている。

評議員： 業界の信頼回復のためには GMP の認証周知が進むことが非常に肝要だと思っているので是非力を貸して頂けたらと思っている。それからもう 1 点、以前、評議員会で尋ねたが、認証制度協議会が機能してないので、これを再度しっかりした団体にしてもらいたいという事をお願いしたが、先ほどの青山常務理事が言われた行政の GMP の認証団体になり指導して行くという事が回答かなと解釈したのだがどうか。

常務理事： 認証制度協議会について前回も指摘をもらったが、認証制度協議会の位置づけは 17 年通知と言われているものにあったが、その通知がなくなったので認証制度協議会という位置づけはなくなっている。一方で、そういうことではなく新たな考え方として、行政の指定認証機関みたいなものになるという事もあるだろうし、それが難しいのであれば国がそれなりの関与をして緩やかな指導のもとやっていきますよという事もあるのだろうと思っているが、認証制度協議会が復活をするということはない。国の方と何らかの緩やかな関係を作って行き、良ければ指定認定機関になるのがよいかというふうに考えている。

評議員： ありがとうございます。

議長： 青山常務理事が言ったので、具体化させてもらえると期待をしてよい

のかと思っている。

評議員： 事業計画ではないのだが、以前、要望書の関係で特別用途食品の病者用食品について税額控除というようなものがあったような気がするが、その関係は今どのようなになっているのか。医療だったら医療費控除というのがあるが、病者用食品でも以前は税額控除があったような気がしたがどうなっているのか聞きたい。

常務理事： その件について国に要望した経緯がある。財務省に行ったり税調に行ったりと活動したが、その時にちょうど消費税の食料品が 8%だ 10%だという改正の時とぶつかりごちゃごちゃになって日の目を見なかった。一方でセルフメディケーション税制みたいな事をやっているところがあるので、そういうものに類似したようなものが出来ないだろうかということを勉強させてもらい、また新たな方法でチャレンジできればと思っている。

評議員： そういうところも協会のような団体で出来るのではないかなと思うのでよろしく願いしたい。

以上をもって報告を終了したので、16 時 00 分、成松議長は閉会を宣言し、解散した。